

令和2年度事業計画

周辺動向と法人の基本方針

2020年3月16日、相模原障害者施設殺傷事件の判決が出され、被告には死刑判決が言い渡されました。公判では「意思疎通のとれない重度障害者は不幸だ」とする被告の考えは犯行動機の中核だとされながらも、根本的な原因や本質的な背景の解明には至りませんでした。

この事件は障害当事者・家族、職員等、障害者福祉に関わる全ての人に大きなショックを与えました。同時に現在の施設の在り方や社会の考え方、障害の捉え方について様々な問題が浮き彫りとなりました。

私たちには今後、その問題から目を背けず事実・現実を正確に捉え、向き合う事が求められています。

世の中の声で言えば実際、被告の犯行や考えを肯定・賛同し、人の価値を生産性などと関係づけて障害者の命を軽んじるような言葉がネット等であふれました。

この事実からも、口に出さないだけで心の中には相模原の事件のように極端ではなくても、障害者に対する差別意識・思想は少なからず潜んでいるのではないのでしょうか。

私たち職員はどうでしょうか？日々障害者に接し、十分理解があると思われる人ですら支援の名の下に管理的になり、誤った主従関係を築いてしまう事があります。

この様に自分たちに置き換えても、日々の行動を振り返り、時には内なる差別意識と対峙しながら障害理解を深め、仲間主体の実践・取り組みをすすめる必要があります。

ふたば福祉会としては、社会や地域の人々に対し、現在の仲間の状況や制度の矛盾、地域の現状を正確に捉え問題や課題を提起し発信していく役割があります。

更に私たちは、内にこもらず地域に積極的に出ていき、繋がりの中でお互いを知る事で、理解を深める為の行動をし続けていく必要があると思います。

地域の中に支援してくれる仲間、協力してくれる応援団を増やし、障害者もこの地域で一緒に暮らしている一員であり、社会を構成する一員であることを当たり前と感じることのできる地域づくりが必要であり、その取り組みは障害のある仲間と日々一番近くで関わる私たちが中心となり取り組むべき課題です。

私たちには、理念に基づき障害者を主人公に据えた運動を推進する使命があり、日々の気づきを大切に、すべての人が尊重され、誰もが暮らしやすい地域を目指して、今後も引き続きふたば福祉会の理念に沿った、また、障害者権利条約の理念に沿った取り組みを行うことが大切です。

以上の観点から、令和2年度の方針と重点課題を以下のように定めすすめていきます。

○方針

1. 利用者主体の視点に立った事業展開

- ・「気づき」を生む環境に

仲間が地域との繋がりの中で様々な体験ができるよう環境を整え、その体験から仲間の意思をくみ取り、実践と事業に反映する。

- ・障害者権利条約にも通じるふたば福祉会の理念に照らし合わせ、利用者主体を原則としながら事業整備を行う。
- ・授産製品の販路拡大（ナカマルワークスの取組み・パン工房ぱんだぱんだの新たな販売方法）
- ・安全性の確保の為の取組、整備（海沿いの事業所の高台移転関連）

2. 将来の財政を見据えた上で、継続的な運営を確立

- ・一定成果のあった祝日開所を継続
- ・状況に即したコスト対策
- ・中長期的な視点に立ち、継続的な事業運営が行えるよう、しっかり将来のビジョンを持った運営を目指す。

3. 人材の安定的な確保と育成

- ・人材の確保と次世代への継承
- ・採用時から中長期的に働きがいを持ち、長く働く事の出来る環境づくり、希望の持てる働き方を法人として整え、安定的な財源の確保に基づく運営。

○重点課題

□法人本部

- ・部門に特化した事務機能（法人本部と事務センター）

現在事務センター（仮称）が会計・労務を取りまとめ、法人の様々な管理体制がスムーズに展開している。この事により長年課題となっていた会計・労務の集約・手続きの不備が解消されてきた。

次に課題となるのは法人の役割を見出し、発信していく力、人材の育成・制度への対応力を鍛え継続運営していく体力を付ける事だと感じる。

年々福祉職場を目指す人が少なくなる中、魅力ある法人への変革が求められる。

- ・低く抑えられている給付費によって職員体制の確保と十分な経済的保障が図れない状況に対し可能な限り改善し、より質の高い支援を提供する努力を継続する。

同時に現給料体系の改善が可能となるよう財務状況の分析と運営努力を行う。

- ・予算の適切な管理を徹底し、安定的に持続可能な運営
- ・法令遵守（関係法令、消防法、建築基準法等）
- ・災害時の避難・備蓄に対する計画の策定
- ・加算の廃止を見据えた事業存続方法の検討

□支援の基本を構築

- ・基本情報、支援計画等の整備と整理

- ・重要事項説明・同意・契約の適正な履行
- ・会議での議論を活発に行い、合意形成を基本とした支援を実行する。

□支援スキルの向上

- ・障害特性と仲間一人ひとりが抱える困難に対する理解
- ・障害特性をふまえた支援
- ・日々の気づきを大切に、ヒヤリハットの活用を行い支援に反映する
- ・研修等への積極的な参加

□人材育成・各部署でのリーダー育成

- ・全職員が「自覚と責任をもち、生活の見通しをもって、元気に明るく希望を持って働いていける」為に整備と強化をすすめる。
- ・事業統括の選任、機能の整理

□権利擁護に対する継続的な研修・体制の整備

- ・法人の理念に則り「利用者主体」を堅持した支援の向上をめざした研修の実施
- ・研修部と連携した継続的な研修計画の策定
- ・虐待防止研修等、内部研修の充実

□ニーズに対応した事業整備

- ・暮らしの場（GH）の課題を整理・建物の改修・支援体制の拡充

理事会・評議員会開催予定月（必要に応じ調整）

- ・理事会 毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上開催
- ・定時評議員会（6月末までに開催）その他、下記の事項について審議する場合は随時開催する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

人事委員会

委員会は公募、採用、試験、年度の職員配置等に際し必要に応じ招集開催する。

総合相談窓口

法人全体の窓口機能として、内外からの利用ニーズ・相談を受け、より適切な支援を提供できるよう調整等を行う。

理念

わたしたちがめざすもの

ふたば福祉会は、障害者の生活と権利を守り、発達を保障する立場で、障害のある人のゆたかな暮らしの実現をめざして設立されました。

その為に必要な事業を総合的に行い、住みよい地域づくりをすすめます。

ふたば福祉会の事業は、障害者・家族をはじめとする多くの人々の運動によって興された共同の事業であり、共有の社会資源です。

よって、ふたば福祉会には、事業を通して地域や社会に貢献していく使命があります。

こうした目標を実現させる為に、「めざすもの」として、3つの柱と5つの目標をかかげます。

3つの柱

1. すべての障害者のゆたかな暮らしの実現をめざします。
2. 障害者のねがいと多くの意見を尊重した運営をめざします。
3. 地域に根ざしはばひろく連携して事業をすすめます。

5つの目標

- ・働くことを通して一人ひとりの障害者が人間として発達できる作業所をつくろう。
- ・仕事に障害者を合わせるのではなく、障害者に仕事を合わせよう。
- ・どんな重い障害者も働ける作業所にしよう。
- ・障害の程度や種別をこえ助け合い励ましあいながら働こう。
- ・すべての人びとと協力しあって作業所づくりにとりくみ差別や偏見のない地域をつくろう。